

## 任意のインフルエンザ予防接種費用助成対象の拡大について

### 1. 事業目的

任意のインフルエンザ予防接種費用の助成対象を乳幼児へ拡大し、保護者の経済的負担を軽減することで、ワクチン接種を促し、重症化を防ぐとともに感染拡大を防ぐ。

### 2. 経緯

令和元年度より、小学校1年生から中学校3年生までの児を対象としてインフルエンザ予防接種費用の一部助成を実施したが、令和2年度より、1歳から中学校3年生までと対象を拡大する。

### 3. 事業内容

#### (1) 事業実施期間

令和2年10月1日（木）～令和3年1月31日（日）

#### (2) 対象者及び接種回数

1歳～中学3年生までの児

- ・12歳以下：2回
- ・13歳以上：1回

#### (3) 助成額

1回あたり1,000円を助成

（保護者は、各医療機関で定める予防接種料金から1,000円を引いた額を医療機関で支払う）

#### (4) 実施方法

区内契約医療機関にて個別接種

（医療機関備え付けの予防接種予診票に必要事項記入の上、接種する）

### 4. 周知方法

#### (1) 対象者への個別通知

#### (2) しながわ（9月21日号）、ホームページに記事掲載

#### (3) しながわパパママ応援アプリ、予防接種アプリでの周知

## 5. 定期接種対象者に対する優先接種について

新型コロナウイルス感染症の流行が懸念される中、この冬に向けてインフルエンザワクチンの需要が高まる可能性があることから、重症化リスクの高い定期接種対象者※が優先的に接種できるように、定期接種対象者以外の方に対し10月26日までは接種を控えるよう協力を依頼する。

※ ①65歳以上の方（令和2年12月31日までに65歳になられる方）

②60歳以上65歳未満の方のうち、身体障害者手帳1級で、心臓、腎臓、呼吸器またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害のある方